

土 木 環 境 委 員 会 記 録
＜ 第 4 号 ＞

平成27年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成27年3月20日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成27年 3月20日 金曜日
開 会 午前10時 2分
散 会 午後 3時 4分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 乙第8号議案 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 2 乙第23号議案 沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例
- 3 乙第24号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 4 乙第25号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 5 乙第26号議案 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 6 乙第27号議案 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 7 乙第33号議案 財産の取得について
- 8 乙第36号議案 訴えの提起について
- 9 乙第38号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 10 乙第42号議案 指定管理者の指定について
- 11 乙第43号議案 指定管理者の指定について
- 12 乙第44号議案 指定管理者の指定について
- 13 陳情平成24年第76号、同第91号、同第92号、同第94号、同第95号、同第97

号、同第109号、同第127号、同第140号の4、同第158号の2、同第162号の2、同第167号、同第171号、同第199号、同第205号、陳情平成25年第2号、同第7号、同第12号、同第14号、同第16号、同第17号、同第19号、同第34号、同第45号、同第48号、同第50号の4、同第60号、同第69号、同第72号、同第73号、同第84号、同第85号、同第95号、同第98号、同第102号の2、同第103号、同第104号の4、同第108号の2、同第122号、同第123号、同第132号、同第133号、同第148号、陳情平成26年第12号、同第15号、同第17号の2、同第18号、同第38号、同第42号の4、同第44号、同第47号、同第55号、同第66号の4、同第75号、同第77号、同第80号、同第89号、同第92号、同第101号、同第102号、陳情第10号、第13号、第17号及び第33号

14 閉会中継続審査（調査）について

出席委員

委員長	新垣良俊君
副委員長	仲宗根悟君
委員	具志堅透君
委員	中川京貴君
委員	新里米吉君
委員	新垣清涼君
委員	奥平一夫君
委員	前島明男君
委員	金城勉君
委員	嘉陽宗儀君
委員	新垣安弘君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

1 ページをごらんください。

乙第23号議案沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

本議案は、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部が改正されたことにより、風致地区内における建築等を規制する権限が市町村へ移譲され、県が規制すべき風致地区がなくなることに伴い、条例を廃止するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2-1の1ページをごらんください。

沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例とは、都市計画法第58条第1項の規定に基づき、都市において良好な自然景観を維持するため、風致地区内における建築物の建築、土地の形質の変更などの規制を行うものであります。

2の廃止の経緯及び必要性について御説明いたします。

(2) 3行目の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部が改正されたことにより、面積が10ヘクタール以上の風致地区(2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)に係る条例の制定権限が都道府県から市町村に移譲されることになっております。

(4) 現在、県が規制すべき風致地区(10ヘクタール以上の風致地区で2以上の市町村の区域にわたるもの。)はなく、県や市町村の都市計画の将来の構想を踏まえても、県が規制すべき風致地区を新規に決定する見込みはないことから、沖縄県条例を廃止するものであります。

4ページをごらんください。

県内の風致地区8カ所の一覧でございます。

現在、県が規制を行う風致地区の指定はございません。

5ページをごらんください。

県内21都市計画区域市町村へアンケートを行ったところ、今後、県が規制を行う風致地区の指定、変更の予定、構想はないとの結果となっております。

また、全国の風致地区条例改正または廃止に関するアンケートの結果において、都道府県が規制を行う風致地区のない35の都道府県では条例廃止となっております。

6ページをごらんください。

市の条例が整備されていない那覇市及び南城市においては、平成27年4月

1日に条例を施行できるよう、手続を進めているところであります。

以上、乙第23号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**新垣良俊委員長** 土木建築部長及び都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第23号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**新垣良俊委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第23号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第24号議案沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○**末吉幸満土木建築部長** 資料1の2ページをごらんください。

乙第24号議案沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく知事の権限に属する事務の一部について、大宜味村、東村及び宜野座村と権限移譲の協議が調ったことから、条例を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○**伊禮年男都市計画・モノレール課長** お手元に配付しております資料2-2の1ページをごらんください。

沖縄県屋外広告物条例とは、屋外広告物法の規定に基づき、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止することを目的として、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行うものであります。

2の改正の経緯及び必要性について御説明いたします。

地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく知事の権限に属する事務の一部について、大宜味村、東村及び宜野座村と権限移譲の協議が調ったことから、条例を改正するものがあります。

次に、改正案の概要を新旧対照表で御説明いたします。

2ページをごらんください。

第47条の表をごらんください。

この欄の第1項から第25項は、屋外広告物の許可申請の事務、違反広告物是正に関する事務、簡易除却に係る事務等となっております。

これらの事務を処理する同表右欄に掲げる南城市、伊江村などの10市町村に、今回協議の調った大宜味村、東村及び宜野座村を加えるものでございます。

経過措置に係る附則については省略いたします。

以上、乙第24号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第24号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第24号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第25号議案建築基準法施行条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 資料1の3ページをごらんください。

乙第25号議案建築基準法施行条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、構造計算適合性判定

申請等に係る審査手数料の徴収根拠を定める等の必要があることから、建築基準法施行条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○佐久川尚建築指導課長 お手元に配付しております資料2-3の1ページをごらんください。

初めに、1の条例の改正概要について御説明いたします。

左側の枠は、建築基準法の一部改正の概要となっており、右側の枠は、それに伴う条例改正の概要となっております。

それでは、左側の枠の法改正の1点目として、1の構造計算適合性判定制度の見直しについて御説明いたします。

これは、構造計算適合性判定を建築主事等の審査から独立させ、建築主が知事等に対して、構造計算適合性判定を直接申請する仕組みに見直したものであります。

これにより、建築確認と構造計算適合性判定の並行審査が可能となり、審査の円滑化が図られるものと期待されております。

この法改正に伴い、右側の枠の条例改正においては、(1)に示すとおり、構造計算適合性判定手数料の加算額等の規定を削除し、建築主が知事に対して判定を直接申請する場合の手数料の徴収根拠等を定めております。

次に、左側の枠の法改正の2点目として、2の仮使用承認制度の民間活用がございます。

これは、従来、特定行政庁等の行政側で実施していた仮使用承認の手続を、民間機関等でも行えるようにしたものであります。

この法改正に伴い、右側の枠の条例改正においては、(2)に示すとおり、関係規定の所要の改正を行っております。

それでは、構造計算適合性判定の申請手続の改正概要について、下の説明図を用いて御説明いたします。

説明図上段が法改正前である現行の申請フローとなっております。

現在、確認申請の一般的な手続は、①で建築主が建築主事等に申請を行い、その後、②で建築主事等が第三者機関である指定構造計算適合性判定機関等へ適合性判定を求めることとされています。

この場合、建築主事等が必要な審査を終えた後、構造計算書などが判定機関等へ送付され、判定機関で構造計算のいわゆるダブルチェックが行われます。

現行制度では、手数料の納付については、①の確認申請の時点で、確認申請手数料に適合性判定手数料を加算した額を支払うこととなっております。

また、②の判定依頼後の段階で、構造計算の内容が建築基準法令に適合しないと指摘を受けると、設計全体の大幅な見直しにつながるため、審査期間の長期化や再申請等の問題が生じる場合があります。

今回の法改正では、下段の申請フローのように適合性判定を建築主事等の審査から独立させ、建築主が知事等に対して直接判定申請ができるような仕組みに改め、手続の改善を図っております。

これにより、建築主は、①の確認申請と①ダッシュの判定申請の並行審査が可能となり、確認審査等の円滑化が図られるものと期待されております。

次に、2の改正条例の施行日については、改正建築基準法の施行日と合わせて、平成27年6月1日としております。

また、条例改正案の詳細な概要については、2ページから10ページの新旧対照表に示しているとおりになっております。

以上、乙第25号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び建築指導課長の説明は終わりました。

これより、乙第25号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 施行日が6月1日ということは、周知期間を考慮して6月にしたのですか。普通は大体4月ごろにやりますよね、どういうことでしょうか。

○佐久川尚建築指導課長 改正建築基準法の施行日が6月1日ということになっておりまして、それに合わせた条例の施行日ということになっております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 これまで建築確認申請を出してダブルチェック等を行いますよね—今説明にあったとおりですが、建築確認の許可がおりるまで何日ぐらい大体かかりますか。物件によって違うとは思いますが。

○佐久川尚建築指導課長 構造計算適合性判定に係る建物というものは、ある一定基準以上の建物ということになっておりまして、この審査日数ですと、およそ50日から60日ぐらいとなっております。

○中川京貴委員 私は、この改正は本当にいい改正だと思っております。もちろんダブルチェックも必要だとは思いますが、ただ、今の説明にありましたように検査が通らなかった場合は、また振り出しに戻りますよね。そうしますと—これも経験があると思いますが、銀行借入れや公庫申請をしたときに今おっしゃった50日ですと3カ月を過ぎてしまいます。そういった意味では今度の改正によって同時に進行できるということは、この改正は大変いい改正だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○佐久川尚建築指導課長 審査が円滑化されるということで非常にいい改正だと思っております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 構造計算ですが、これができる設計技師がスタートの時期にはかなり困難があったのではないかと思います。結局は、積極的に行政側で構造計算をできるように技術職をふやそうという取り組みをしてきたと思いますが、現在は大体の設計士が構造計算できるような状況までは講習は済んでいますか。

○佐久川尚建築指導課長 構造設計を専門とする構造設計1級建築士という資格がございまして、今、県内では59名いらっしゃいます。その増加に向けて県でも育成のための事業をいろいろとやっております、50名以上という目標もございましたが、現在は59名いらっしゃるということでございます。全ての設計士が構造計算できるかということに対してはお答えがなかなか難しいのですが、かなり技術者は整ってきているという感はございます。

○嘉陽宗儀委員 建築確認申請をしてから許可がおりるまで時間がかかるのは、構造計算が間に合わないからという事情が当初あったかと思えます。ですから、我々議会でも県民に迷惑をかけないように積極的に行政側が絡んで構造計算できるような講習をすべしという発言をしてきたと思えます。現在は、そ

ういう待ちというものはないのですか。

○佐久川尚建築指導課長 構造計算適合性判定を含む建築確認の審査日数ですが、先ほどお答えしましたように50日から60日ということになっております。これは全国平均とほぼ同等ということになっておりまして、そういう意味では以前のようなおくれも解消されて、ほぼ全国並みの審査日数ということで理解しております。

○嘉陽宗儀委員 そもそも論から言いますと、少なくとも構造計算も技術の一つなので、設計士の資格を取るときに沖縄県では特別にそういう教科を入れて設計士になる人は構造計算まで全部できるようにということになれば、大きな実績になるのではないですか。それとも、構造計算をする人は別につくらないといけませんか。

○佐久川尚建築指導課長 通常、1級建築士や2級建築士というものは資格者でいらっしゃるんですが、それぞれに意匠をやられる方、構造をやられる方がいらっしゃる。その中で我々としては、そういった建築士の方に対して構造計算もできるだけしていただくような形で講習会や研修の機会をふやし、できるだけ底上げをしようということで努力はしております。

○嘉陽宗儀委員 やはり、即応体制をつくるべきだと思います。ところで、構造計算をしなければならない構造物—建築物というのですか。これは本土と沖縄では大体同じですか。

○佐久川尚建築指導課長 法律で決まっております、ある一定規模の建物については構造計算をしなければならないということになっております。

○嘉陽宗儀委員 ですから、そういうことだろうと思って聞いているのですが、本土の家のつくりと沖縄の家のつくりは違います。大体向こうでは大型台風が来たら瓦が飛ぶなど、木造の家が多いです。しかし、沖縄はもともと台風強襲地域ですので、最初から強固な鉄筋コンクリートブロックでつくられています。ですので、同じような基準のやり方で処理というものはおかしいのではないですかということで、私はずっと提起しています。沖縄なら沖縄独自の耐震構造の建物というものがありますので、審査についてもウチナービケーンというわけではないだろうと思いますが、余り問題もなければさっさと済むようなもの

はやるべきではないですか。

○佐久川尚建築指導課長 本土でいいますと、木造住宅が主流となります。かなりの割合が木造住宅だと思います。沖縄の場合はそれに反してといいますか、鉄筋コンクリート造—R C造が主流となっております。通常、木造住宅の規模であれば、構造計算が要らないという場合が多いです。それに比べまして沖縄の場合は鉄筋コンクリートで2階以上となりますと、大体構造計算が必要になります。それについて、従来から構造計算はやっておりますが、法令で基準は定められておりますので、それに基づいて審査をしております。これは沖縄県だけというよりも、法令で決まっておりますので、それに基づいた審査ということになっております。

○嘉陽宗儀委員 審査をするなということではないですが、沖縄の建物の状況は本土とは違うのではないかと。そういうことは緩和した形での構造計算の審査のあり方はあっていいのではないかとというだけの意見ですので、後で議論してください。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第25号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第26号議案沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 資料1の4ページをごらんください。

乙第26号議案沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、宅地建物取引業法等の一部が改正されることに伴い、宅地建物取引士証の再交付の申請に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要があることから、沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○佐久川尚建築指導課長 お手元に配付しております資料2-4の1ページをごらんください。

1の条例の改正概要としまして1点目は、宅地建物取引業法の一部改正により宅地建物取引主任者の名称が宅地建物取引士へ変更になったことに伴い、条例第4条から第8条の規定について宅地建物取引主任者の名称を改めるものがあります。

2点目としまして、宅地建物取引業法施行規則の一部改正により、既に交付された宅地建物取引主任者証を、更新期間前に宅地建物取引士証に切りかえを希望する場合、再交付申請により切りかえが可能となり、それに伴い、条例第9条において宅地建物取引士証の再交付申請に係る手数料の徴収根拠を定めるものであります。

その理由として、改正法の附則第4条では、既に交付された宅地建物取引主任者証は、法改正後も宅地建物取引士証とみなされ有効であるにもかかわらず、宅地建物取引士証への切りかえなどの再交付申請を行うことは、申請者の自己の都合によるものであり、受益者負担の観点から手数料を徴収することといたしました。

次に、2の手数料の額につきましては、再交付の審査事務が、新規の交付申請に対する審査事務と同様な内容であることから、新規交付申請に係る事務の手数料額と同額の4500円で設定しております。

また、全都道府県においても、今回の法改正に伴い平成27年4月1日からは再交付申請の手数料を徴収する予定となっており、手数料の額も4500円と同額となっております。

次に、3の改正条例の施行日については、改正宅地建物取引業法の施行日と合わせて、平成27年4月1日としております。

次に、条例の改正案の概要を新旧対照表で御説明いたします。

2ページをごらんください。

表の右側が現行で、左側が改正案になります。

第4条から第8条は、法改正により、宅地建物取引主任者から宅地建物取引士に名称が改められたことによる改正でございます。

次に、3ページをごらんください。

改正案の第9条は、宅地建物取引士証の再交付申請に係る手数料の徴収根拠を定めるものでございます。

先ほど御説明しましたように、申請者の都合による宅地建物取引士証への切

かえ等の再交付申請を行う際に、受益者負担の観点から手数料の徴収根拠を新たに定めるものでございます。

なお、申請手数料の額は4500円となっております。

以上で、乙第26号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び建築指導課長の説明は終わりました。

これより、乙第26号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 これは中身は変わらないのですか、呼び方が違うだけですか。

○佐久川尚建築指導課長 宅地建物取引士に名称が変わることと、あわせて法令では宅地建物取引士に対する信用失墜行為の禁止、あるいは知識・能力の向上を図るといような規定が新たに盛り込まれております。

○嘉陽宗儀委員 最近は士を使うのが風習となってきております。看護師、保育士など。これもわざわざ主任者でも構わないのではと思うのですが、特別に士に変えなくてはいけないという理由はないですね。

○佐久川尚建築指導課長 法令改正に伴っての条例の改正となっておりますが、やはり業界からもそういう要望があって、この法令の改正は議員立法でされたと聞いております。そういう背景での改正だということで理解しております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第26号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第33号議案財産の取得について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。
末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 資料1の5ページをごらんください。

乙第33号議案財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、南大東空港、北大東空港及び多良間空港に配備する空港用化学消防車を取得するため、議会の議決を求めるものであります。

取得予定価格は3台で4億7595万6000円、契約の相手方は、帝國繊維株式会社であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○多嘉良斉空港課長 お手元に配付しております資料2-5の1ページをごらんください。

現在、南大東空港、北大東空港及び多良間空港におきましては、空港用化学消防車が1台ずつ（南大東空港6000リットル級、北大東空港及び多良間空港3000リットル級）配備されております。琉球エアークომピューター株式会社の新機材更新により大型化するため、国土交通省航空局制定の整備基準に基づき、3空港とも化学消防車を2台ずつ配備する必要があり、追加配備するものであります。

本議案を提出する理由につきましては、化学消防車の財産取得予定価格が3台で4億7595万6000円であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

以上、乙第33号議案についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び空港課長の説明は終わりました。

これより、乙第33号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 以前に使用していたものは処分するのですか。

○多嘉良斉空港課長 琉球エアコンピューター株式会社によりますと、平成27年から3カ年かけて今現在持っている5機の航空機を更新していくということになっております。今回は、航空機材が大型化することによりまして、現在は1台ずつ配備されているものをさらにもう1台追加しなければならないということでの提案となっております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 普通は1台ずつ発注をして、それぞれ機材を販売している会社にチャンスを与えるという意味で3台別々にしたほうがいいかと思いますが、今回、3台まとめて同じところに発注していますよね。その理由は何ですか。

○多嘉良斉空港課長 価格を下げるということで3台同時に発注しております。

○新垣清涼委員 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定では、議会の議決を必要とする額が決まっておりますが、1台ずつ発注したらその額以下になるのですか。

○多嘉良斉空港課長 議会に付する額は7000万円となっております。

○末吉幸満土木建築部長 少し補足をさせてください。今、空港課長が説明しましたように7000万円以上の取得が議会に付すべき案件となっております。1台でも同じ格好となります。ということで、先ほど空港課長が説明しましたように、やはり多くのものを一度に発注することで単価が安くなるのではないかと期待して、3台まとめて発注させていただいております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。
よって、乙第33号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

次に、乙第36号議案訴えの提起について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 資料1の6ページをごらんください。

乙第36号議案訴えの提起について御説明申し上げます。

本議案は、訴えの提起について議会の議決を求めるものであります。

県営住宅家賃を長期間にわたって滞納し、督促しても納入に応じない滞納者に対し、建物の明け渡し及び未納の家賃等の支払いを求めるもので、今回の対象者は91件、98人であります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○嘉川陽一住宅課長 6ページ、訴えの提起についての請求の趣旨について御説明いたします。

原告となる沖縄県が、被告となる滞納者らに請求することは、(1)被告らに対し被告らの入居している県営住宅の明け渡しを求めます。(2)被告らに対し未納家賃及び契約解除日の翌日から明け渡しの日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の損害賠償の支払いを求めます。(3)訴訟費用は被告らの負担とすることを求めます。以上についての判決及び仮執行の宣言を求めるものであります。訴訟遂行の方針といたしましては、必要があれば、上訴しまたは和解するものといたします。

次に、お配りした説明資料2-6、乙第36号議案訴えの提起についてをページ順に簡単に説明いたします。

1ページは、訴えの提起の概要についてです。今回の議案における訴えの提起対象者は91件、98名であります。1件につき複数名を対象としている事例が5例あるのは、名義人が県営住宅から転居した後もその住居を名義人の親族等関係者が不法占有し、かつ滞納となっているものであり、この5例では、それぞれ名義人及び占有者を訴える必要があるためです。

今回の91件の滞納総額は、1685万4200円であります。

2 ページは、提訴に至るまでの県及び指定管理者の対応についてです。

それぞれ滞納月別に短期、中期、長期滞納者の対応について示しております。

法的措置の実施については、支払いの意思が見られず、長期滞納の解消が見込めない者に対して行っております。

4 ページは、生活に困窮している入居者への配慮についてです。

入居者の世帯収入の状況に応じ収入再認定、または県営住宅使用料の減免を行っており、その実施状況は、表に示すとおりです。

5 ページは、法的措置の実施状況と結果についてです。

平成21年度から平成25年度までの議決対象者に対する法的措置の実施状況を示しており、提訴後の状況は2（4）のとおりとなっております。明け渡しを命ずる判決が言い渡された者について、県としては、家庭状況に可能な限りの配慮を行い、必要に応じて福祉事務所と連携しながら、任意での明け渡しを求めています。その上で、判決から相当の期間を経過しても任意に明け渡しを行わない場合には、裁判所に強制執行の申し立てを行っております。

以上が、今回提出しております当議案の概要説明でございます。

訴えの提起については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を経なければならないことから、本議案を提出するものであります。

以上、乙第36号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**新垣良俊委員長** 土木建築部長及び住宅課長の説明は終わりました。

これより、乙第36号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 毎年、この問題が出てくると心が痛いのですが、減免制度があって県として最大限努力をしていきたいというお話でしたが、言葉遣いを見ますと減免制度となっていますね。減額免除だと私は以前から言っておりますが、それをそのまま減免制度としているという理由は何かありますか。

○**嘉川陽一住宅課長** 減額、そして全額の免除ということを含めて減免制度と呼んでおります。

○嘉陽宗儀委員　ですから、そのことについてはかなり議論をしたつもりで、減額は減額、免除は免除で、それぞれ別ですよねということを書いてきたのですが、今回減額免除の対象となった方は何名かいらっしゃいますか。

○嘉川陽一住宅課長　今回訴えている方について、減額及び免除を適用した方はおりません。ただ、我々としてはこれまでのヒアリング等を通じて減額になるのではないかと、あるいは今回収入基準が低くなったということで2名の方については収入再認定ということで家賃の低廉化を図った事例がございます。

○嘉陽宗儀委員　私の記憶ですと、これまで減額を適用したことはありますということをお記憶しております。免除という制度はありませんと言っていたのですが、公営住宅法であるのではないですかと言って、これは検討して制度化しますということがありましたので一私は普通この議案については反対していましたが、皆さん方の努力を評価して賛成しましょうと言って賛成した経緯があります。今回の提案の中で、減額された人はいますか。

○嘉川陽一住宅課長　減額の対象となった方はおりません。

○嘉陽宗儀委員　免除制度はどうなっていますか。

○嘉川陽一住宅課長　免除も今回まで実績はございません。

○嘉陽宗儀委員　そうしますと、説明では減額免除のために努力をするとなっておりますが、実際上は何もやっていないという理解でよろしいですか。

○嘉川陽一住宅課長　今回提訴しますのは91件、98名でございますが、県の県営住宅家賃滞納整理事務処理要綱により、6カ月以上または20万円以上—3カ月未満の方を除きますが、家賃滞納者の中から県の呼び出しに応じない者、それから納付の誓約書を提出しない者、納付誓約書を提出したものの履行していない者、その他法的措置によらなければ納付が期待できない者を対象としております。また、過去において議会の議決を得たことがある者で3カ月以上の滞納がある者も対象としております。したがって、今回呼び出しに応じていただいた方の中でできるだけ分割納付等の指導をして、それに応じていただいた方というものは、今回提訴等の対象にはなっておりません。また、ヒアリングの中で減額の対象というものについて、そういう方がいらっしゃればきちんと減

額をしております。したがって、今回提訴をしております98名の中には減額の対象となった方はおりません。

○嘉陽宗儀委員 前に裁判をして結局明け渡し判決が出て、それに基づいて具体的な強制執行した人は何名ぐらいいますか。

○嘉川陽一住宅課長 法的措置は昭和62年度から実施しておりますが、最近の例でいきますと、平成21年度から過去5年間において議決を得た事例が930件ございます。そのうち89件を提訴しております。議決後の状況といたしましては、議決後契約を解除される前に全額を支払った者が659件、これが70.9%。契約を解除された者が271件、29.1%ございます。契約解除後の状況といたしましては、滞納家賃を全額支払い、和解し、再入居を認めた方が65件、また提訴前に自主退居をされた方が55件、提訴手続中の者が62件ございます。そして、提訴に至った者が89件ございます。この89件について、判決を受けた者が81件ございます。判決後、81件の状況でございますが、自主退居された方が28件、明け渡し判決に従わず現在占有中の者が9件、強制執行された方が44件ございます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 少し仕組みを教えてくださいたいのですが、例えば、県営団地を契約している人が亡くなった場合、恐らく奥さんはそのまま住めると思います。そして、一緒に同居している方で籍に入っていない人も基準があって住めると思いますが、その説明をお願いします。

○嘉川陽一住宅課長 公営住宅法の施行令では、内縁の妻という形であっても1年以上同居しているという事実があれば承継をすることができるとなっております。

○中川京貴委員 たしか1年に二、三日満たない人がいたと思います。それについて無条件で県は執行した経緯があると思いますが、いかがでしょうか。

○嘉川陽一住宅課長 確かにわずかながら届かなかった方が過去にいらした事例がございます。

○中川京貴委員 それは条例ですか、内規ですか。

○嘉川陽一住宅課長 公営住宅法の施行令に明記されております。

○中川京貴委員 例えば、家族の名義人が亡くなった場合、その子供たちがそのまま団地に住むことは可能ですか。

○嘉川陽一住宅課長 子供が60歳以上の高齢である場合、あるいは障害、その他特別な事情がある場合には継続して入居することを認めております。

○中川京貴委員 例えば、20代、30代、あるいは学生の場合は住めないのですか。

○嘉川陽一住宅課長 一定の猶予をおいて退居していただくということになります。

○中川京貴委員 これも公営住宅法の中にあるのですか。それとも内規ですか。

○嘉川陽一住宅課長 公営住宅法の施行令にあります。特別に妻あるいは内縁の妻以外に入居継続を認めているのは、県の内規でございます。

○中川京貴委員 私が提案したいことは、御承知のとおり、突然事故で働き盛りの方が亡くなったり、思いもよらないようなことが突発的に起きた場合に家族は行くところがないと思います。収入がない人を県営住宅から退居させるということが内規であれば改正していただきたいと思いますが、いかがですか。

○嘉川陽一住宅課長 県営住宅の応募倍率は、昨年度空き家待ちの募集では平均で16.8倍ということで非常に高い倍率となっております。公営住宅法では可能な限り皆さんに提供していくという一つ責務もございます。したがって、名義人が死亡されたりした場合には、残る家族についても一定程度の猶予を持って次の方に県営住宅を明け渡ししていただくというお願いをしているところでございます。

○中川京貴委員 高い倍率は当然のことなのです。しかしながら、そういう答

弁をするのでしたらあえてお聞きしますが、県営住宅から出た方々が半年、あるいは3カ月、半年以上も次の人に貸すことができない、そういった例を前の議会でも質疑しましたが、1年以上あいている県営住宅は何件ありますか。

○嘉川陽一住宅課長 平成25年度の県営住宅の管理戸数が1万7433戸ございます。このうち空き家の数が554戸あります。この554戸の中には、県営住宅の建てかえがいろいろと始まっておりますので、その建てかえる方々に対して一時的に住みかえる住宅ということで、政策的にあけている住宅が257戸ございます。今、委員の質疑にありました退居をして修繕費をお支払いいただくわけですけれども、これが未完納となっていて、納めていないということで空き家の状態となっているものが平成25年度の時点で133戸ございました。これについては、一定期間修繕費を納めていただくように求めているところでございますけれども、県としてもやはり空き家というものは非常に問題だと思っておりますので、平成25年度でいいますと76戸については県で修繕をしているということでございます。1戸当たりの修繕金額としては約43万円程度かかっているところでございます。

○中川京貴委員 このことについても私は前にも提案しました。家賃を滞納して出ていく方々がその後のリフォームをしますかと。それを待っていたのではいつになっても貸すことができないのです。民間は、そういったときには家主は急いでリフォームをして次の人に貸せると。そうすれば、1年では家賃が入ってきます。そういった知恵があるのになぜ県ではそういったことをやらないのですかということ提言しましたが、現在はそのようにやっているということで理解していいですか。

○嘉川陽一住宅課長 未完納の空き家につきましては、一定程度発生するものでございますが、過去の平成23年度からの推移というものは平成23年度が119戸、平成24年度が131戸、平成25年度が133戸ということで、我々としてもこれがふえないように県で立てかえて修繕をしているところでございます。

○中川京貴委員 先ほどの答弁で133戸はまだ空き家が残っていると、極端に言えば手がつけられない状態だと思います。しかしながら、この県営住宅に入りたいという倍率は高いということで、矛盾していませんか。

○嘉川陽一住宅課長 これは民間の賃貸住宅と異なって、県の場合は修繕費と

いうものを退居時に精算していただくという形をとっております。修繕費を払わなくても県が自主的に修繕してくれるというようなことが一つの風潮になっては公平感を損なうおそれがありますので、そのところはバランスを考えながら、ただし倍率というものは非常に高いという側面もございますので、我々としてはできるだけすり合わせをしていきたいと考えているところです。

○中川京貴委員　ちなみに、県営住宅で1番安い家賃と高い家賃を教えてください。

○嘉川陽一住宅課長　公営住宅の家賃につきましては、部屋の面積、あるいは建設年度、立地場所によっていろいろ違ってまいります。一番安いのは、大体、収入分位が一番低い方で1万3000円程度でございます。高いものになりますと、やはり収入分位によって家賃も上がってまいりますので、一番高い家賃は一近傍同種ということになりますが、平良団地で11万7400円というところもございます。

○中川京貴委員　資料2-6の1ページ目を見ていただきたいのですが、そこで最多滞納額101万7000円が滞納月数12カ月で出ているということは、この方は高所得者ということで理解してよろしいですか。この金額を割ったら家賃は8万4000円になるかと思いますが。

○久田武彦住宅課副参事　先ほどの方ですが、名義人が家族を残して出ていってしまい収入申告ができない状況がありました。公営住宅の家賃といいますのは収入に応じて家賃を決定していくものですから、収入申告の手続をしないと近傍同種家賃ということで、その地域での最高額の家賃を足すこととなります。この方は最高額の家賃となったために滞納が始まり、100万円近い滞納が生じたということがございます。

○中川京貴委員　例えば、世帯主が出ていって、家族は生活できているのですか。そういう救済措置はないのですか。

○久田武彦住宅課副参事　家族と御相談いたしまして、とりあえず本人たちは離婚という形をとっていただきました—これは家族の問題ですので、我々はとやかく言えなかったのですが、離婚後奥さんは出て行かれて実家へ戻ったのですが、その後御本人が戻ってきているものですから御本人に家賃を請求しまし

たら全然連絡もつかないという状況ですので、訴えざるを得ないということになります。

○中川京貴委員 細かい話は今説明があったと思いますが、例えば、契約者が出ていったり、行方不明になったりした場合、家族は残されますよね。この残された家族に奥さんがいれば名義変更ができると思いますが、家族に生活能力がない場合、訴えられて強制執行するというよりも何かきちんとした、家賃を払って残る方法はないですかということです。

○久田武彦住宅課副参事 先ほど住宅課長が述べたとおり、私たちは毎年2回訴えの提起を行う場合に、こういった方々の御相談に乗っております。前回もやりましたが、例えば、そういった方については家族の問題ですのでいろいろはやりませんが、生活保護なり、そういったものを案内しております。今回は73名の方の面談に応じた結果、生活保護に進展した方もおりますし、また職業訓練という形で手当をもらう方もいらっしゃいます。そういう形でのケアというものは十分やっているつもりでございます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 先ほどから、とりわけ中川委員の質疑で感じるのですが、私も前に質疑したことがあります。中期滞納者一滞納3カ月を超えた人たちに指定管理者が随時面談を実施しとなっておりますね。訴えられた人たちの中で面談できていない、面談の対象者で回っても余り会いたがらない、そのままそれが放置されているというケースが一、二年前に質疑したときにもありました。意思疎通もないままに一要するに、こういうことを私たちは実施していますと言っていますが、その該当するかもしれない、例えば、生活保護に該当するかもしれない、今みたいに収入が減っている、収入がなくなった、あるいは夫婦のどちらかがなくなったなど、こういったことが十分面談されればその時点でそういう措置がとれるのに、とられないまま訴えられるというケースが現在でもないのか。皆さんはこういう措置をこの段階でやっていますとありますが、その措置がその段階でできていない部分がこの問題には前からあるような気がします、今回はどうでしたか。3カ月以上の中期滞納者は皆さん面談を受けているのか、受けることができなかつた人もいるのか。最終的には呼び出しで、ここに来たら対応しましたとおっしゃっていますが、呼び出す以前の呼び出

しには余計に応じないですよ。こういったケースは、呼び出しで素直に来る人は少ないと思います。むしろ、それよりも3カ月以上の滞納者に指定管理者が回って行くときの面談状況がどうなのか、面談できているのか、できていないのかということのほうが非常にこの問題のネックだと思っているのですが、どうですか。今回みんな面談できていますか。

○久田武彦住宅課副参事 確かに委員おっしゃるように面談できていない方々がほとんど訴えの対象でございます。ただ、面談をする前に指定管理者では徴収員という方たちが必ず臨戸して回っております。その中でその状況を確認しております。そういった方々には必ず回って、その情報は上げております。当然指定管理者も通しておりますので、全く面談等をやっていない方をチェックしております。来ない方の中でも、例えば生活状況が悪いなどといった方もおりますので、こういった方たちには今後ケースワーカー等で社会福祉士という形ではありますけれども、そういった者を指定管理者に配置しまして、サポートができるような体制を次年度以降検討していきたいと思っております。

○新里米吉委員 なかなか面談に応じない、あるいは今も話を聞いたら面談できていない人が多いということですが、それは今の話からしますと、住宅に住んでいる自治会長さんですとか、あるいは周辺の人々から家庭状況や該当する皆さんについての状況把握はできていると受け取れる答弁だったかと思いますが、そういうことをされているということですか。

○久田武彦住宅課副参事 当然、今言いましたとおり、指定管理者において具体的に各棟を回っている徴収員がおりますので、この方と自治会長さんなり、民生委員との調整はしております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第36号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第38号議案車両損傷事故に関する和解等について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 資料1の7ページをごらんください。

乙第38号議案車両損傷事故に関する和解等について御説明申し上げます。

本議案は、車両損傷事故について和解及び損害賠償の額を定める必要があることから、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○田原武文港湾課長 乙第38号議案の説明資料2-7の1ページをごらんください。

平成26年10月7日、県が管理する祖納港臨港道路に設置されたグレーチング上を車両が通行したところ、当該グレーチングが腐食していたため、当該車両前部左タイヤを損傷させました。

現場調査の結果、腐食したグレーチングに係る県の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、損害額1万2000円を相手方に支払うこととする和解内容を成立させるため、議会の議決を求めるものであります。

図-1は、事故現場の位置図となります。事故現場は、祖納港旅客ターミナル北西180メートル先路上（臨港道路）となっております。

2ページをごらんください。

現場の状況を御説明します。

図-2が事故直後に撮影したグレーチングの写真で、図-3が補修した側溝の写真となっております。図-4は、損傷した前部左タイヤの写真となっております。

以上、乙第38号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び港湾課長の説明は終わりました。

これより、乙第38号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第38号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第42号議案から乙第44号議案までの3件、指定管理者の指定について審査を行います。

なお、ただいまの議案3件については、内容が関連することから説明及び質疑は一括して行いますので、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの議案3件について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 資料1の8ページから10ページ、乙第42号議案から乙第44号議案指定管理者の指定については関連しますので一括して御説明申し上げます。

これらの議案は、県営都市公園のうち3公園の指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

指定管理者については、沖縄県総合運動公園、浦添大公園と中城公園の3公園をそれぞれで公募し、土木建築部公の施設の管理に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、候補者を選定いたしました。

選定の結果、沖縄県総合運動公園はトラステック・ミズノ共同企業体、浦添大公園は沖縄県緑化種苗協同組合、中城公園は沖縄県緑化種苗協同組合となっております。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2-8の1ページをごらんください。

対象施設は、沖縄県総合運動公園、浦添大公園及び中城公園の3公園でございます。

次に、募集から指定管理者の決定までについて御説明いたします。

指定管理者については、11月に募集、12月に説明会を行い、1月の委員会において候補者を選定し、2月に指定管理者候補者の選定結果等を公表しております。

次に、選定方法について御説明いたします。

沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会において、選定基準に基づく書類審査、ヒアリングなどの内容を加味した総合評価方式による評価を行い、最も評価が高い団体を指定管理者の候補者として選定していただ

きました。

委員会の構成については、沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会設置要綱により6人の委員となっております。

なお、1人の委員については、申請団体の一部に利害関係があったため、審査を辞退しております。

次に、2ページをごらんください。

選定基準は、適格性の健全性、安全性、また、効率性、効果性、収益性、妥当性の6項目について、0点から4点までの5段階で評価することとしております。

選定結果について御説明いたします。

申請団体は全体で5団体となっております。

沖縄県総合運動公園は2団体、浦添大公園は1団体、中城公園は3団体から申請がありました。

評価点数及び指定管理者の候補者については、委員会の審査の結果、沖縄県総合運動公園ではトラステック・ミズノ共同企業体が126.5点、浦添大公園では沖縄県緑化種苗協同組合が100点、中城公園では沖縄県緑化種苗協同組合が98.5点となっており、それぞれ指定管理者の候補者として選定していただきました。

次に、3ページをごらんください。

候補者の選定理由について御説明いたします。

(1)の沖縄県総合運動公園及び(3)の中城公園については、評価点数が高い団体を候補者として選定しております。

また、浦添大公園については、指定管理者を経験してきた実績を基礎に、十分な能力があり、県民サービスのさらなる向上が期待できることから、申請団体を候補者として選定しております。

指定管理者(候補者)の概要については、3ページ、4ページに団体の主な業務、実績等を記載しております。

次に、4ページをごらんください。

指定管理期間について御説明いたします。

沖縄県総合運動公園及び浦添大公園については、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

中城公園は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

指定管理料について御説明いたします。

沖縄県総合運動公園においては、上限額の平均値が3億4413万8000円のところ

ろ、提案額の平均値は年間 3 億 3532 万円で、5 年間では 16 億 7660 万円となります。

他の公園は、以下表のとおりでございます。

以上、乙第 42 号議案から乙第 44 号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、各議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、議案番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 4 ページをお願いします。これは 3 つ絡みますのでまとめてお聞きします。以前にも指定管理者制度は 3 年では短過ぎると、5 年にすべきだという提案をしてまいりましたが、今回 5 年と 3 年に分かれた理由を説明してください。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 3 年となっておりますのが中城公園ですが、公園面積が 98.8 ヘクタールのうち供用を開始しておりますのが 11.11 ヘクタールと面積が少なく、供用開始をしている施設の内容が広場、遊具等となっております。基本的には維持管理業務が主となっていることから、今回 3 年で提案をさせてもらっているところでございます。他の公園に関しては、それぞれ基本的には 5 年ということで期間を設けております。

○中川京貴委員 維持管理だからこそ、ここで働く人たちの雇用体制を 3 年ではなくて 5 年にすべきではないですかということを言っています。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 実は、中城公園に関しては今回が初めての指定管理となるものですから、3 年間状況を見ながら今後の期間設定は検討したいということで、今回は 3 年の提案をさせていただいているところでございます。

○中川京貴委員 では、これからの指定管理は大体5年をめぐるといって理解してよろしいですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 基本的には5年ということで、今考えているところでございます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 この3社は継続ですか、それとも新規ですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 継続が沖縄県総合運動公園と浦添大公園となっております、中城公園は今回新規となっております。ただ、継続の中で沖縄県総合運動公園に関してはトラステックが継続なのですが、今回改めてトラステック・ミズノ共同企業体で申請をしているところでございます。

○金城勉委員 沖縄県総合運動公園なのですが、海側の木造のベランダが腐食して進入禁止で囲われていますね。この改修については県が行うのか、指定管理者が行うのか、その辺も含めて説明をお願いします。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 この件は、ことし実施設計を行いまして、平成27年度から県で工事を実施するというところで対応しているところであります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第42号議案から乙第44号議案までの議案3件に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成24年第94号外45件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります資料3、請願・陳情に関する説明資料により順次御説明申し上げます。

継続の陳情につきましては、処理概要に追加・修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。変更部分には、下線を引いております。

11ページの陳情平成24年第205号、泡瀬干潟・浅海域埋立事業を中止し、現在行われている工事(突堤工事、中仕切り堤工事)を即時中止することに関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

末尾に、「さらに、泡瀬干潟周辺海域において、白化により減少したサンゴの再生に向け検討するとともに、残された干潟について、ラムサール条約への登録に必要となる鳥獣保護区の指定に向けて取り組んでいきたいと考えております。」を追加しております。

また、12ページの陳情平成25年第2号、東部海浜開発事業の早期完成に関する陳情の処理概要につきましても、陳情平成24年第205号と同じ内容であります。

20ページの陳情平成25年第50の4号、平成25年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

24ページの記の29については、「平成26年度の完成・供用に向け、整備を推進しているところであります。」から「平成27年度の完成・供用に向け、整備を推進しているところであります。」に変更しております。

城辺下里添より西側の道路整備については、「今後の交通需要の動向や土地利用の状況等を踏まえ、検討していきたいと考えております。」から「平成27年度から事業に着手したいと考えております。」に変更しております。

記の31(1)については、「平成27年1月の供用に向け整備を推進しているところであります。」から「平成27年1月31日に供用を開始しております。」に変更しております。

記の31(2)については、「平成27年1月の供用に向け整備を推進しているところであります。」から「平成27年1月31日に伊良部大橋と同時に供用を開始しております。」に変更しております。

43ページの陳情平成26年第42の4号、平成26年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

45ページの記の11については、「平成26年度はC I Qの実施設計を行い、平成27年度に工事に着手して、供用開始できるように取り組んでまいります。」から「平成27年度に実施設計を行い、平成28年度内に供用できるように取り組んでまいります。」に変更しております。

次に、新規に付託された陳情3件について御説明申し上げます。

59ページの陳情第10号、公務員の組織犯罪をもみ消すために捏造された沖縄県の回答書に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

平成20年7月、沖縄市と陳情者は、池原地区多目的ホール建設及び擁壁設計業務委託(平屋建て、延べ床面積250㎡)の契約を締結しました。しかし、陳情者が成果品を納入しなかったため、沖縄市は契約不履行を理由にして、平成21年3月に契約を解除しました。

これに関連して、陳情者は、知事宛てに質問書を提出し、設計段階での沖縄市と陳情者とのやりとり等に関する建築士法及び建築基準法の違反の有無について、県が事実を調査し文書で回答するよう求めました。

県はこれに対し、事実関係を確認したところ、建築士法等の法令違反はないものとして、平成21年12月に陳情者宛て回答したところであります。

また、陳情者は、この契約解除問題に関連して平成22年1月、沖縄市、沖縄県、その他関係者を相手方として、那覇地方裁判所沖縄支部に損害賠償等請求訴訟を提起しました。

これについては、平成23年3月に原告の請求はいずれも棄却するとの判決が言い渡され、確定していることから、県としては対応できないものと考えております。

60ページの陳情第13号、沖縄市東部海浜開発(泡瀬干潟及び浅海域埋立)事業の中止を求める陳情の処理概要につきましては、11ページの陳情平成24年第205号と同じ内容であります。

61ページの陳情第17号、県内各離島の港湾と港湾環境の整備に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

多くの離島を抱える本県の港湾整備は、地域の生活、産業を支える拠点として、これまで海上交通の安全性、安定性の向上を主目標として進めてきており

ます。

また、近年は観光振興の面からも、ますます重要な役割を担っており、旅客待合所、浮き栈橋、屋根つき歩道等の環境整備も行っております。

なお、一部の港湾においては、港内静穏度に課題があることから、現地調査の上、必要な対策工に取り組んでいきたいと考えております。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

○新垣良俊委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 11ページの追加で下線が引かれたところとの関係ですけれども、残された干潟について、ラムサール条約への登録に必要な鳥獣保護区の指定に向けて取り組んでいきたいとありますが、ラムサール条約へ登録ができると、当然そこは今後は開発ではなく、鳥獣保護をしながらそのままの干潟を生かしていくということになるのだろうと。そういうことを想定しての処理概要かと思えますけれども、それでいいですか。

○多良間一弘自然保護・緑化推進課班長 泡瀬干潟がラムサール条約に登録されるためには、国指定の鳥獣保護区への指定といったものが条件という形になってきます。鳥獣保護区に指定されますと、一定の開発行為に対して制限がかかってくるという形になりまして、その上でこの湿地の保全・再生あるいは交流学习といったものが促進されることになると考えております。

○新里米吉委員 意味はわかりますけれども、もっとわかりやすく。あそこは、第1区域、第2区域とそれぞれ90ヘクタール余りぐらいあり、要するに第2区域は、わかりやすく言えば開発はなしで、こういうことをやっていけば第2区域について埋め立てはありませんということも含めて進めようとしていると理解していいですね。

○古堅孝港湾課港湾開発監 ラムサール条約へ登録されますと、開発に一定の規制がかかることになりますので、開発行為はできなくなるということでございます。

○末吉幸満土木建築部長 今、港湾課港湾開発監が説明したように、ラムサール条約へ指定された場合はその可能性がありますけれども、当然、地元の漁業協同組合や沖縄市とか関係者の了解を得なければなりません。沖縄市についてはそこは完全に我々として第2区域のところはやらないという話はいただいておりますので、これは今後またいろいろな相談は出てくると思います。ただ、沖縄県として埋め立てるときは当然港湾の施設がなければ我々としては埋め立てることはできません。今やっている埋め立ての区域は港湾の施設があるということで、沖縄県も事業には参画させていただいておりますけれども、新たに今取りやめになっている区域に港湾施設がない限り、県としての埋め立てはありませんけれども、地元の沖縄市がどういう意向を持っているのかというものは今確定できませんので、その辺の話は当然に必要となってくると思います。

○新里米吉委員 要するに、方向性として今新たな答弁があるわけだから、県としては鳥獣保護区の指定に向けて取り組むと。それはラムサール条約への登録も目指すということで今第1区域を進めているけれども、第2区域について県としてはそういう方向で生かしていきたいという考えを持っていると。ただ、それを実現するには沖縄市との話し合いも必要であるということですよ。ですから、県の目指す方向としては第1区域でもこれ以上は埋め立てをせず、むしろ、あと残りの干潟の大きく残っている部分はラムサール条約に登録をして、自然を生かした形のものにしていったほうが良いという基本的な考えを持っていると理解したらいいのですよね。

○末吉幸満土木建築部長 そのとおりです。

今、新里委員が言われたそのとおりでございます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 白化により減少したサンゴ再生とありますけれども、非常にいいことだと考えますが、なぜ白化現象が生じたか皆さん方は分析しています

か。

○古堅孝港湾課港湾開発監 泡瀬周辺のサンゴにつきましては、平成10年及び平成13年の全国的なサンゴ白化現象によって白化が進んだとなっております。いろいろな原因はあると思いますが、一般的に言われているのが地球温暖化だと考えております。

○嘉陽宗儀委員 向こうの場合は、沖縄県のサンゴの一般的な白化の問題ではなく、埋立工事による海水汚染です。それを十分に認識しないとこれはサンゴの再生に向けてというけれども、サンゴの実態について現地調査はやっていいますか。

○古堅孝港湾課港湾開発監 工事に伴って環境監視委員会を設置しております、定期的にサンゴについての調査をしているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方としては、独自にやっておりませんか。

○古堅孝港湾課港湾開発監 環境監視委員会というものは、国と県で協力してやっておりますので、県としても一緒にやっているという認識であります。

○嘉陽宗儀委員 私は泡瀬を守るということで執念深くやってきているつもりですけれども、昔の泡瀬はほとんど、無残にも埋め立てによって、なくなっている。貴重種・絶滅危惧種が216ぐらいあるけれども、それをほとんど埋め殺されている。結局、貝などによる自然浄化能力もなくなっていくので、あの辺の生態系の狂いがこういう自体を招いているのだらうと思うのです。ですから、サンゴを守るのは反対なのかと言われたら困りますし、サンゴを守ることも大いに結構なので、やはり自然環境を守っていく、サンゴの白化現象をどう食い止めるかということについては、うんと頑張らなければならないと思いますけれども、どうですか。

○古堅孝港湾課港湾開発監 サンゴの再生事業につきましては、環境部において恩納村や読谷村でやっているところでございます。土木建築部としても、その辺のノウハウや知見を生かしながら、サンゴの再生事業を進めていきたいと考えております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 陳情平成25年第132号、陳情平成25年第133号は両方関連しますので、この件について伺います。中城湾港新港地区の西埠頭、東埠頭の港湾道路は、平成26年度で整備するとなっていますけれども、どのような状況ですか。

○田原武文港湾課長 西埠頭と東埠頭を結ぶ連絡道路については、工事は終わっております。4月1日供用予定ということで手続を進めております。

○金城勉委員 ありがとうございます。

それと、新港地区の安全面の管理ですけれども、暴走行為など爆音をまき散らしたりいろいろと周辺地域に迷惑をかけてきましたが、現状はどうですか。

○田原武文港湾課長 地元警察署において取り締まり等をやっていただいておりますけれども、それと並行して監視カメラの設置をする必要があるということで地元と調整の上、今月になりますけれども、監視カメラの設計に入ります。8月ごろには設置が終わり、取り締まりと監視カメラを合わせて暴走行為対策ができるのではないかと考えております。

○金城勉委員 防犯カメラの設置は公安委員会でやるのですか、土木建築部でやりますか。

○田原武文港湾課長 設置は県で行いまして、管理は地元であるうるま市にさせていただくと。監視データについては警察が管理することになります。

○金城勉委員 地域からは相変わらず苦情が出ておりますので、速やかな対応をぜひお願いいたします。

それと、新港地区の防災対策を今年度中に策定するとなっておりますけれども、この進捗はどうですか。

○田原武文港湾課長 新港地区の防災対策につきましては、現在、避難計画を策定しておりまして、これをベースに平成27年度にうるま市、沖縄市の地域防災計画と整合を図っていくという手順を踏んでおります。

○金城勉委員 新港地区に張りついている各企業などへの意識調査、避難計画に対する参考資料等の計画があると思いますけれども、その状況はどうか。

○田原武文港湾課長 今回の避難計画の策定については、新港地区に立地しております企業にヒアリングをしながら、企業の要望あるいは考え方等も把握しながら、計画を策定しているところです。

○金城勉委員 アンケート調査なども実施計画があると思いますけれども、それはどうか。

○田原武文港湾課長 アンケートは一通り終わりました、要望—例えば避難タワー等についてどこに配置するか。これは港湾管理者である程度の案を出して企業に提示するという形になるかと思えます。こうした避難タワーあるいは避難経路を企業の従業員数等を勘案して、ある区域についてはどの方向に逃げて、どの建物に避難するとかという計画も提示しながら、かつ地元うるま市、沖縄市の地域防災計画との整合性を図っていくという手順を新年度、平成27年度に取り組む予定です。

○金城勉委員 今、新港地区で社員含めての人口といいますか、人数は何名いますか。

○田原武文港湾課長 企業で働いている方がたしか4700名で、港湾荷役とか物流で入ってくる企業の労働者の把握はしておりませんので、実質的には4700名は超えることになると考えております。

○金城勉委員 それだけの人数を抱えている地域ですから、しっかりした防災計画または避難計画等を速やかに立てる必要があります。よろしく願います。以上です。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 6ページ、陳情平成25年第140の4号、宮古島市の県営公園について少しお聞きしたいと思います。この県立公園は、どうも2つの公園ができるというイメージですけれども、どういう公園になろうとしているのか聞

かせてください。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 今年度、海をテーマとした公園ということで、前浜地区を基本構想に位置づけております。もう一つの内陸部の公園に関しては防災関係の検討が必要ということで、平成27年度に必要性や市町村の役割分担を含めて検討していきたいと考えているところです。

○奥平一夫委員 県立公園が2つに分離された形でできているという例はありますか。公園が2つにまたがって県立公園だというような。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 県内には事例はありません。

○奥平一夫委員 なぜ2つに分離した県立公園ができようとしているのですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 地元の要望があって検討に入っている段階でありまして、実際にできるかどうかも含めて今後検討していきたいということになります。

○奥平一夫委員 少しおかしいのではないですか。基本構想はもうできているのですよね。まだどうするかわからないのに、なぜ基本構想はできているのですか。そのもとでみんなは審査をしているのですから、少しおかしいのではないですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 基本構想に関しては、防災機能を含めた公園機能については持ち越しになっており、平成27年度の委員会で改めて検討することになっております。

○奥平一夫委員 例えば、平成24年度から県立公園について県の検討がありますよね。陳情処理概要を見ますと、平成26年度は基本構想を踏まえ、機能によるゾーニングと書いてありますよね、これはどういう意味ですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 ゾーニングに関しては、前浜地区の海辺の公園について具体的な施設のゾーニングを検討したいということで入れております。

○奥平一夫委員 平成26年度にはそういう構想を踏まえて機能のゾーニングであったり、あるいは設置施設の規模や配置を予定すると書いてありますね。おおよその工事費の算出等もできているのですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 このゾーニングに関してはまだできていない状況です。去年の委託業務の基本構想の策定がおくれた影響を受けて基本計画に関しては繰り越しという形で随時作業をしているところでもあります。

○奥平一夫委員 いわゆる2つの防災機能を持った県立公園、あるいは総合運動公園のような総合的な広域公園というものは、完成は一緒になるのですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 平成27年度に具体的な防災機能を持った公園が必要なのかも含めて検討します。ただ、前浜地区の海をテーマにした公園に関しては、できれば先行して工事をやっていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 そもそも県立公園というものは、それなりの規模が必要ですよ。今言っている前浜地区の海をテーマにした公園とは大体何平方メートルで、県が考えている県立公園の基準のどれぐらいを満たしているのですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 広域公園ということで、約50ヘクタール以上で今考えています。前浜地区に関しても50ヘクタール未満ではありますけれども、その程度は確保したいと考えております。

○奥平一夫委員 50ヘクタール未満でありながら、防災機能を持った公園をつくるかどうかはまだ明確ではないというところが、私には少しわかりません。つくるという明確な目的があって50ヘクタールを超えるなら話は別ですけれども、今の海をテーマにした前浜のゾーンが50ヘクタールに満たないということは少しおかしくはありませんか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 基本的には広域公園ということで、50ヘクタール以上が望ましいということがありまして、その意味で今回場所の選定などやっているところでもあります。

○奥平一夫委員　そもそも公園計画というか、構想自体がおかしいのです。総合的な広域公園の整備をやりながら、もう一方では防災機能を持った広域公園をつくるというそもそもの設定から間違っていると私は思いますけれども、いかがですか。このようなことはあり得ないはずです。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長　今回、県や市町村も含めて防災計画の見直しをしております。地元の要望としてはやはり防災機能があった県営公園が欲しいという中で、既存の公園も含めて有効利用ができないか、本当に県営公園が2カ所必要なのか等も含めて、今回検討していくという状況になっておりますので、委員会の中でも防災機能に関しては継続して検討していきたいという意見が出ているところであります。また、先ほどの50ヘクタール未満という表現を訂正させていただきます。先ほど委員から話がありました前浜地区の真ん中にある、まいばり宮古島熱帯果樹園に関しても県で買収しまして、50ヘクタール以上の面積は確保したいと今計画しているところであります。

○奥平一夫委員　そもそもできたての果樹園を公園にするから買い取るという話はどこから出てきたのですか。あの果樹園はできたばかりでしょう。もうけるかどうかもわからない果樹園を買い取ってゾーニングをし、そこにやりますという公園なんてありますか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長　確かにできたばかりの施設ではありませんけれども、この地区にすばらしいビーチ等もあるということで、場所的には最適と。ただ、今言っている果樹園に関しては企業にもヒアリングをして、広域公園ということでゾーニングをする場合、真ん中にあると配置的には厳しいところがあるということで、いろいろ相談をした中でそれについては移転も可能ということで了解を得ている状況です。

○奥平一夫委員　私は与党議員なので余り追及したくありませんけれども、そもそも出てきたものがおかしいと。広域公園だとみんなが期待をしていたのに、突然2つだと。これは市長の肝いりで2つの機能を持った公園だということけれども、当初は非常に否定的な見解を示した県が今ではやりますよと言いながら、もう一方の防災機能を持った広域公園についてはまだわからないと、平成27年度に検討しますという話では、県の計画として全然お粗末だと思います。もう少し検討してください。これで終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後1時22分 再開

○新垣良俊委員長 再開いたします。

次に、乙第8号議案鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、環境部長の説明を求めます。

當間秀史環境部長。

○當間秀史環境部長 それでは、環境部所管の条例案件について、お手元の資料平成27年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）により御説明いたします。

議案書の28ページ、乙第8号議案鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

本条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律により、法の題名が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改められたこと等に伴い、同法律を引用する関係条例の規定を整理するものであります。

この条例は、平成27年5月29日から施行することとしております。

以上、乙第8号議案について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣良俊委員長 環境部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、

重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 これは法律の改正に伴うことだと思いますが、今、沖縄県で猟友会、害虫駆除等に何名ぐらいいますか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 猟友会の会員は、平成25年4月時点で約344名おります。

○中川京貴委員 この5年間で猟友会の皆さんは減っていますか、ふえていますか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 狩猟免許の登録者はふえておりますが、猟友会の会員としては若干減っていたかと思えます。手元に資料がございませんので、後ほど御提供させていただきたいと思えます。

○中川京貴委員 今、免許の登録者はふえているという答弁でしたが、この免許は沖縄県で講習を受けて、沖縄県でもらえますか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 狩猟免許は銃とわながございます。わなについては沖縄県で筆記と実地を行って取得できますが、銃については実地を伴いますので、実際撃つ段階では九州へ行って実地を組んで銃の免許等も取っていると聞いております。

○中川京貴委員 そういった面では、関係者からの相談もあって一般質問でも取り上げたのですが、これは国民体育大会、スポーツにおけるライフルも含めてオリンピックでも競技がある中で、沖縄県だけがそういった施設がないと。国の施設が10億円かかるとするならば、3分の2の補助率で施設がつくれるということも一般質問で取り上げましたけれども、ぜひ今後は離島を含む沖縄県のいろいろな害虫駆除、鳥獣保護も含めてそういった施設をつかって、免許を持っている方々が県内で講習を受けたり一免許の切りかえは沖縄県でもできると聞きましたが、取ることは九州まで行かないとできないということで相談を受けました。その点について見解をお願いします。

○**當間秀史環境部長** 確かに、猟銃等の狩猟免許を要する方については他県と比べて負担があるということは我々も承知しております。ただ、沖縄県の環境部単体としてこの部分を整備するということは、かなりコスト高になるというところはあります。これについては、スポーツとしての射撃もありますので、文化観光スポーツ部等の考え、あるいは県警の考えも聞きながら少し整理を試みたいと思います。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**新垣良俊委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、環境部関係の陳情平成24年第76号外18件の審査を行います。

ただいまの陳情について、環境部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當間秀史環境部長。

○**當間秀史環境部長** それでは、環境部所管の陳情について、お手元の資料、土木環境委員会陳情案件資料により御説明いたします。

環境部所管の陳情は、目次にあるとおり、新規1件、継続18件、計19件となっております。

初めに、継続18件中、処理方針に変更がある2件について御説明いたします。

お手元の資料10ページをごらんください。

陳情平成25年第17号につきましては、沖縄市の産業廃棄物最終処分場の安定型区域における改善状況について時点修正を行っております。

変更があった部分について御説明させていただきます。

平成27年1月末現在、覆土を含め標高68メートルまで廃棄物が撤去され、改善されております。

次に、28ページをごらんください。

陳情平成26年第75号につきましては、最終処分場周辺に新たなモニタリング井戸を平成27年2月に設置したことから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

続きまして、新規の陳情1件につきましては、処理方針を御説明いたします。

29ページをごらんください。

陳情第33号、犬猫等の殺処分数ゼロを目指すことを求める陳情につきまして処理方針を説明いたします。

犬猫の殺処分については、最終的に殺処分数ゼロを目標に、「人と動物が共生できる沖縄県をめざして」を基本理念とした沖縄県動物愛護管理推進計画において、当面の犬猫の殺処分数の数値目標を平成35年度までに、平成24年度の50%減と設定し、殺処分数の削減に取り組んでいるところです。

県においては、犬猫の引き取り時に、飼い主に対して終生飼養等に関する指導・助言を行うとともに、地域猫活動やボランティア譲渡などの取り組みによる殺処分数の削減に努めてきており、その結果、犬猫の殺処分数は、平成20年度の1万34頭から平成25年度は4765頭と、5年間で約47%まで減少しております。

県としては、平成24年度の動物の愛護及び管理に関する法律―動物愛護管理法の改正により、飼い主の終生飼養義務や、犬猫の引き取り拒否が規定されたことを踏まえ、今後も、終生飼養等の普及啓発並びに引き取りを求める飼い主に対する指導・助言を強化して殺処分数の減少に努め、最終的にゼロにすることを目指し取り組んでまいります。

以上、環境部に係る陳情案件について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 環境部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 継続陳情平成25年第17号のごみ山の問題ですけれども、これは現在標高68メートルまで廃棄物が撤去されていると書いておりますけれども、これはいつまでに撤去するのですか。

○當間秀史環境部長 ごみ山の最終的な改善策につきましては、地域との間で結びましたごみ山改善協定書に基づきまして、新炉が稼働して8年以内に68メ

一トルまで撤去することとなっております。新炉がことしの2月から稼働しておりますので、これから8年以内に標高68メートルまでにごみを撤去するというので、安定型につきましては既に68メートルまで到達し、今後は管理型について8年かかるということになります。

○嘉陽宗儀委員 今回の環境部長答弁は、68メートルまでにするという答弁ですか。

○當間秀史環境部長 これは地域との協定書に基づきまして、68メートルまで改善するという協定内容となっております。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、68メートル以上は改善しないということですね。ゼロにはしないのですか。

○當間秀史環境部長 実は、68メートルとはその道路の標高が68メートルなのです。ごみ山は標高68メートルまで改善することになっており、その標高68メートルとは、天端がちょうど周辺に走っている道路と同じ高さになるということでありまして。わかりやすく言いますと、68メートル以上のごみを撤去すると、改善をしたということになります。

○嘉陽宗儀委員 少なくとも、ごみ山としては一日も早く撤去せよですから、これはぜひ酌み取ってください。私どもがずっと問題視しているのは、あの地域にあのように堆積したごみ山の浸出水。普通ならば浸出水は漏れないように対策していたけれども、ここは雨が降って浸出水が地下浸透しているということで、ずっと問題にしてきたのです。今皆さん方は7者協議会でいろいろ協議していますね。その協議の中身はどういうことですか。

○比嘉隆環境整備課長 7者協議会では、ごみ山の改善に係る調査の結果であるとか、あるいは住民説明会を開きましたけれども、その内容であるとかということをお縄市、事業者それから自治会長、営農団体等で確認をしたいという協議をしております。

○嘉陽宗儀委員 平成26年7月23日に沖縄市北部地区のごみ山問題に関する住民説明会がありますね。この住民説明会では誰が何を説明したのですか。

○比嘉隆環境整備課長 住民説明会では、県と事業者でもって県が調査している結果内容、あるいは事業者が独自にやっている内容、またはその対策に向けての内容を説明しております。

○嘉陽宗儀委員 この説明会で県担当者が説明した中身は地下水汚染の拡大、ヒ素だけではなくダイオキシンも含めて毒があるという報告書になっております。私は議会で、地下水の汚染拡大を食い止めるためにはやはり公表をしているいろいろな対策をとるべきだという質問をしましたがけれども、皆さんの説明会の中では、これは風評被害が広がるから他言無用で外部に漏らすなという確認までし合っているのですか。

○比嘉隆環境整備課長 そういうことではなく、今現在、地下水汚染がどういう原因で、あるいはどういう範囲までということを実際の水質の結果あるいは地下水の流れ等をきちんと確認をして説明をしていくということで去年の8月から調査等、あるいは12月に委託業務をしまして新たなポイントを設けたりと準備をしております。それを、こういう問題の専門家であります大学教授に確認をしてもらって、その後、住民への公表と考えております。

○嘉陽宗儀委員 私から言えば、やはり地下水汚染、しかも猛毒。殺人用にヒ素は使うわけでしょう。そういったものが検出されている。それをそれ以上拡散させないための緊急対策をとるべきだというのに、秘密にして、できるだけ抑えて、解決の手だても議会としても問題にできない。これはおかしいと思うのです。ですから、7者協議会で決めて公表しませんというので、それ以上は言いませんけれども、早目に話し合いをして、地下水の猛毒の拡散については緊急措置をとって対策を行ってください。どうですか。

○當間秀史環境部長 おっしゃるように、そういった情報は我々も速やかに住民にお知らせしたいと考えておまして、今、環境整備課長からも話があったように、分析が終わり、そして先生の意見を聞いたら速やかに住民に公表したいと思います。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員 犬猫の殺処分ですけれども、年間猫が何頭で犬が何頭、それ

を教えてください。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 平成25年度で申しますと、犬が1821頭、それから猫が2944頭でございます。

○前島明男委員 私が、沖縄県動物愛護管理センター—動物愛護管理センターから中型の雑種犬をもらってきてやがて2年になりますけれども、私も犬を飼ってみて初めて、殺処分ということを聞くと胸が痛むのです。とても利口な子犬ですけれども、その辺から、ほかの子の殺処分を想像するだけで、どうしても胸が痛みます。殺処分する前に、都市部という場所による関係もあると思いますけれども、私の家の周辺ではほとんど野犬は見かけなくなりました。ところが、猫は夜中にうるさいぐらい鳴いたりして本当に迷惑なのですけれども、捕まえて殺処分する前に何か方法はないのでしょうか。猫は非常に難しいと思いますけれども、犬の場合だと昔はよく「野犬狩り」をやっていました。今もそれをやっていますか、各市町村はどのような状況ですか。浦添市あたりはどのようなのか、最近よくわかりませんが、捕獲して猫が2000頭、犬が1821頭と、毎年これぐらいなのでしょう。殺処分されているということは、本当に胸が痛みます。ですから、殺処分しないで済む何かいい方法はありませんか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 委員おっしゃるとおり、我々も殺処分数を減らそうということで、まさに今取り組んでいるところでございます。ちなみに、平成20年度は犬で申しますと4848頭が殺処分になっていた。約5000頭近くが5年間で1800頭まで減らしているということで、これまでの取り組みは一定程度の成果が出ているかと考えております。それから、動物愛護管理センターに持ち込まれると、その中でできるだけ里親を探そうということで譲渡会ですとか、街頭でのチラシ等を含めてのキャンペーンですとか、それからボランティアの皆さんも含めて協力をいただいて、こういう形でできるだけ里親を探すという方法に取り組んでおります。猫については、地域猫とかいろいろな活動も通して今やっているところであります。そういう成果もありまして、半分以下まで落ちているということで、県としてはゼロを目指してまたこれからも取り組むということでございます。

○前島明男委員 平成25年で1821頭殺処分していますけれども、殺処分をしない方法はできないのですか。ゼロを目指すのはわかるけれども、殺さないで済む方法はないのか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 まさに今、我々もこれを目標に取り組んでいるところですが、昨年度、動物愛護管理法も改正されまして、一定程度の条件があれば引き取りも拒否できることになっております。それで、我々は持ち込まれた犬や猫について、毎回持ってくる人とか病気とか何かを理由に殺してくれというものや、もちろん業者が売れ残ったものを持ってきても以前はございましたけれども、そういうものを拒否できる状況も出てきておりますので、そういう意味では適合するものは拒否をして、できるだけなたか飼い主を探すという努力も含めて、指導をしながら殺処分への減に努めているという状況です。

○前島明男委員 それと、もう一つ最後に聞きたいのは、私は飼ってやがて2年になりますけれども、犬の寿命が大体十五、六年だと伺っていますが、私は最期まで責任を持って、動物愛護管理センターから引き取ったので、動物愛護管理センターは家庭訪問もありますよね。私は1年後に家庭訪問されました。そういうことで、しっかり飼っているかと、そこまでちゃんとやっていますけれども、もし途中で何かの事情で手放すことになった場合、また再度動物愛護管理センターは引き取ってくれるのですか。どうなのですか。私は動物愛護管理センターからもらったからには、自分の責任で最期まで面倒見ますけれども、もし何かの都合で。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 譲渡を希望する方には、委員も御承知かもしれませんが、いろいろ条件を確認して引き取ってもらっております。ですから、やはり飼えなくなったということはほとんど聞いておりません。基本的には最期まで飼うということを条件にやっておりますので、基本的にはそういうことはないと思いますが、もしどうしてもない事情があれば、動物愛護管理センターで御相談は承るかと思っております。

○前島明男委員 私も誓約書まで書かされていますので、最期までちゃんと面倒を見るつもりです。犬は本当にかわいくて、利口です。ありがとうございました。以上です。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 今の29ページ、陳情第33号の件ですけれども、終生飼養義務、殺処分数ゼロを目指すということの普及啓発が非常に大事かと思えますけれども、県としてマスコミを通してこれを宣伝するとか、県民に理解してもらうという手法はとれませんか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 県としましても、毎年こういう普及啓発を行っておりまして、旧沖縄三越の前でキャンペーンを毎年行っております。その際には我々県職員だけではなく専門学校生徒なども一緒に来てもらいます。またジャスコの前で譲渡会ですとか、毎年定期的にPRをしてマスコミの皆さんにも来ていただいて、取材をしてもらって、毎年PRをしながら殺処分数ゼロに向けて今取り組んでいるところでございます。

○新里米吉委員 正直言って余り知られていないです。一番いいのはテレビのコマーシャルみたいなものが見える、金がかかり過ぎるかもしれないけれども、そういう形にしないと圧倒的な県民には知られない。そういう取り組みをしていることも関心を持っている一部の人しかわからない。いわゆる関心を持っている人たちはそういうことは絶対にしないと思っている人たちですから。一般に養っている人たちが、猫が妊娠して子供を産んでしまって大変なことになったから捨てるとか、こういうことが結構あるのだらうと思うので、やはりもっと多くの一般県民に知らせる方法を少し考えていただきたいということを要望して終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 少し教えていただきたいのですが、この殺処分に回す判断の基準はどういうことですか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 動物愛護管理センターに動物が持ち込まれますと、犬猫それぞれの施設の中で保管されます。ただ、数に限りがございますので、処分までの日数が大体1週間前後ですが、後からどんどん届けられると施設の範囲内で処分するということになります。その間、子犬などの割かしもらい手の多いものについてはボランティアの皆さんにも連絡をしますし、そういうことでその中から一定程度が譲渡に回されると。年間で譲渡されるうちの大体6割がボランティアの皆さんがとりあえず引き取って、そこから一般

の方に分けていくということで、限られた日数しかないものですから、その中でボランティアの皆さんと連携をしながら今取り組んでいる状況でございます。

○**金城勉委員** 場合によっては、1週間程度で殺処分に回すということになっているのですか。

○**謝名堂聡自然保護・緑化推進課長** 基本的な流れとしては、大体1週間から10日の間になると思います。

○**金城勉委員** ちなみに、殺処分の方法はどのようにやっていますか。

○**謝名堂聡自然保護・緑化推進課長** 今の手法としては、炭酸ガスを利用して殺処分をしている状況です。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○**中川京貴委員** 先ほどの説明書の中の29ページ、陳情第33号。最終的に殺処分数ゼロを目指す取り組みをするという答弁がありましたけれども、今の説明を聞いていると、ゼロには到底厳しいという考えですが、現在、動物愛護管理センターにいる職員と殺処分する経費といたしますか、細かい数でなくていいので大体幾らぐらいですか。

○**謝名堂聡自然保護・緑化推進課長** 今、手元に資料はございませんので、後ほど確認をして正確な数字はお持ちいたしますが、職員が13名で、犬を保護したりする受託業者を含めて大体20名ぐらいであったと思います。それから維持費については、はっきり記憶はしておりませんが、年間4000万円近い運営費になっていたかと。

○**中川京貴委員** なぜこの質疑をしたかといいますと、私はボランティアの皆さんを含む例えばNPO法人とか、そういった動物を殺傷しない仕組みをつくるのであれば、方法があると思っております。県が金を出してこの動物を引き取って施設をつくり一説明しますと、例えば警察犬や盲導犬がリタイアしたときに老後をしっかりと送れるような施設が本土にはありますけれども、沖縄県に

はそういった施設はありませんよね、いかがですか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長　ございません。

○中川京貴委員　NPO法人を初めこういった関係者、ボランティアの方々がそういうものをつくって餌代も含めて県が支援をしていただけませんかとあった場合には、県は殺処分数をゼロにするための作業としてこういうものはありではないのですか。年間運営費が四、五千万円と言うから、いかがですか、環境部長。

○當間秀史環境部長　先ほども御説明申し上げたように、平成20年度の殺処分1万頭から平成25年度には4700頭という年間10%ずつ殺処分数を減らしてきております。我々が今やってきた取り組みを継続していけば、あと5年ではゼロになるという計算値ではございますけれども、やはりどこかの時点で住民の意識が変わらなければ殺処分数をゼロにすることはできないと考えております。我々としては、現在行っている施策をまず二、三年続けてどこかで限界が来たときに、改めてそういった提案も考えてみたいと思います。

○中川京貴委員　今の環境部長の答弁では、三、四年後にはゼロになるという計算は間違っていると思います。なぜかという、業者から犬も猫もどんどん販売されるわけです。それで病気をしたり、また野犬になったりして動物愛護管理センターに持っていくという繰り返しなのです。では、先ほど答弁いただきましたが、平成25年度は猫2900頭というものは、市町村からどのような経緯でそこに運ばれたのですか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長　2900頭が殺処分になる前に、年間で持ち込まれている分については、実は約3100頭ぐらいございます。その中で飼っている人からの持ち込みが大体170頭、約5%ぐらいでございます。それ以外に保護しましたと持ち込まれているのが2900頭、ほぼ95%ぐらいになっております。持ち主以外が道で迷い猫や野良猫になっている状態を保護したという形で持ち込まれるのがほとんどでございます。

○中川京貴委員　NPO法人を初めボランティア団体と協力していると先ほど答弁がありましたけれども、果たしてどうかという疑問があります。そういったところに予算を流すことは可能ですか。

○**當間秀史環境部長** 殺処分数ゼロを目指しての予算をこちらで要求して組めば、当然それは可能です。

○**中川京貴委員** ぜひ、そうしていただきたいと思います。以上で終わります。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○**新垣安弘委員** 沖縄県は他府県に比べて殺処分数が多いという報道がなされたことがありますけれども、最近の他府県との比較、そしてこういった問題への対処に当たって、他府県でこれだと思ふようなやり方があるのかどうか、そこら辺もしあったら紹介してもらえますか。

○**謝名堂聡自然保護・緑化推進課長** まだ沖縄県は全国的には上位一上位といっているのかわかりませんが、人口1万人当たりの殺処分数は44頭ということで、いまだ全国でも4位ぐらいの順位になっているということでございます。全国的な取り組みとしましては、殺処分数ゼロを目指してということいろいろな宣言をしたりといったことをやっておりますけれども、先ほど中川委員がおっしゃったような部分についても、我々も今まだ情報を集めている状況で、新たな方法も含めて検討していきたいと考えているところであります。今、実際に調査を始めている状況でございます。

○**新垣安弘委員** 最後に1点。予算面からのこの問題に対する他府県と沖縄県との比較というか、そこら辺はどうなのでしょう。

○**謝名堂聡自然保護・緑化推進課長** 実は、まだ予算面での比較はやってございませんで、手元に資料はまだございません。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 関連してお尋ねします。この間も殺処分数ゼロについての予算を聞きましたけれども、やはり産まさないことが大事かと思うのです。それで、1頭当たりの去勢や不妊の費用はどのぐらいかかっていますか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 病院によって若干ばらつきはございますけれども、1頭大体2万円から3万円ぐらいです。

○新垣清涼委員 これは去勢と不妊も同じ値段ですか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 はい。

○新垣清涼委員 先日、沖縄市の公園で、たしか「さくらねこ無料不妊手術事業」を医師会と地域のボランティアによって取り組んでいますよね。そういう意味では、人口当たりにしても頭数からしても、沖縄県はかなり上位に入っていますよね。この間も私が言ったのは、観光立県としてやはりこういう殺処分の頭数が多いということは、県民のイメージとしてもよくないと思うのです。この間も私は交通事故の話をしましたけれども、そういう意味からしてもやはり去勢、不妊をもっと県が積極的に取り組むことによって、先ほど環境部長がおっしゃったように、最終的に殺処分数ゼロを目標にするということがあるわけですから、できると思うのです。それで、皆さんの答弁書の中には、沖縄県動物愛護管理推進計画の中で平成35年までに50%に減らすということがつくられているわけですから、たしか知事の公約にも殺処分数ゼロを目指すということが入っていたと思うのです。であるならば、やはり次年度にぜひ殺処分数ゼロにする目標年数を決めて、やり方はいろいろあると思いますけれども、そういうことが必要だと思いますが、それはどうでしょうか。

○當間秀史環境部長 犬猫の殺処分数ゼロを目指すことについては、計画の中にその理念が生きております。先ほど自然保護・緑化推進課長からあったように、新たな手法がないか調査をするということでもありますので、その調査結果も踏まえながら何らかの体制を整えられればいかと考えております。

○新垣清涼委員 先ほどお尋ねした、去勢、不妊が2万円から3万円もかかるとなると、例えば子猫が3匹生まれて、そういう手術をして人にあげるとなると、2万円としても3匹で6万円かかるので、自己負担が大変ですよね。そういう意味では、一般から募集してでもいいので基金をつくったり、そして今、県職員として獣医師が何名いらっしゃいますか。

○古謝隆環境政策課長 獣医の配置先としては、環境部の中の動物愛護管理セ

ンター。保健医療部ですと食肉衛生検査所であるとか衛生環境研究所。あと、農林水産部には家畜衛生試験場などに獣医師はおります。正確な数は覚えておりませんが、食肉衛生検査所と環境部で合わせて大体70名か90名くらいだったかと思います。

○新垣清涼委員 いろいろな仕事についておられるわけですから、私は考え方として、年間に何回か県が計画をして、地域の開業医の獣医と協力も必要だと思います。そういう病院を借りて、そこで安くでやってあげるといような方策も1つの方法なのではないかと思うのです。その辺は検討されたことはあるのでしょうか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 御指摘の提案については、実は以前に1度ございました。ただ、民間病院の業務の圧迫になるということで、行政が手当てをして安くでやるのが民業圧迫になるということで、実現はしておりません。

○新垣清涼委員 民間の獣医師も、去勢や不妊手術だけがメインではないと思うのです。動物の病気やけががメインだと思いますので、やはり獣医師の仕事を奪い取るという意識ではなく、協力という形でぜひもう一度検討していただきたいということが1つあります。それから、先ほどの業者からの持ち込み、要するに売れ残りを処分してほしいというものがありませんか。そういう意味では、業者へもう少し制限を加える方法がないかと思えますけれども、余らせない方法として、その辺は指導としてどういうことをしていますか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 昨年度の法改正の中で業者への指導も強化されております。もちろん、先ほど言った引き取りの拒否も含めて、業者についても幼齢犬の販売の規制ですとか、インターネット販売ではなく対面売りですとか、帳簿を備えなさいということで、管理は大分強化されております。

○新垣清涼委員 結局、業者は仕入れをして販売をし、利益を生むわけですよ。そうすると、どうしてもテレビやいろいろなもので人気のある種類を買い入れ、販売し、もうかるということになると思いますけれども、こういう業者への免許や条件といった売買に関する規制はありますか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 動物の取り扱い業者については、しっか

りとした要件がございまして、一定の要件があつて、それをクリアした者でなければできないということになっております。また、業者については、登録する制度もあります。

○新垣清涼委員 ある人から聞いた話ですけれども、その販売する業者はあつせんだけにして、自分がブリーダーというか産ませることはせず、要するに子供を産ませたいという方がいて、そしてそれを分娩をさせて、子供を産ませたら母親側へ1匹、父親側へ1匹、そしてその間に立った人が1匹もらうという権利が発生する。このもらったものを販売することで、自分のところで産ませず、要するにお見合いをさせて、その中でできた子供を3番目にももらう権利を持って、それを売ることにより、やたら業者をふやさない。今、ブリーダーとして自分のところで子供を産ませて売って、売れ残りは処分するというか、引き取りに持って行く。引き取りを拒否されたら、山で捨てますよ。そうすると野犬がふえるし、またそこで自然発生していくわけです。今の公園などの猫は、大体そういう傾向があると思うのです。ですから、そういう意味では、業者にもっと指導を強化する、それを県でできないかと思ひますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 先ほども申しましたけれども、今回改正された動物愛護管理法の中で、しっかり登録するようになっております。こういう犬猫も含めて動物取扱業者があらかじめ購入者に対して現物確認とか、対面販売とかを含めてしっかりした登録をして、犬猫の健康安全計画ですとか、個体ごとの帳簿ですとか、かなり細かく所有状況を報告する義務になっております。この辺は県にも届いて、それを適宜動物愛護管理センターの職員も確認に行っているということでございます。

○新垣清涼委員 環境部長、ぜひ沖縄県も殺処分数ゼロ宣言を出していただきたいと思ひますけれども、その辺はどうでしょうか。

○當間秀史環境部長 我々の計画にもあるように、最終的に殺処分数ゼロを目指すこととしております。

○新垣清涼委員 年度まで入れてください。終わります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 26ページ、陳情平成26年第18号、基地環境特別対策室に関する陳情についてです。平成26年度に設置されましたが、これは何の目的で設置されたのでしょうか。

○當間秀史環境部長 基地環境特別対策室は、大きなものでは2つの目的を持って設置したものです。1つは、これから返還される基地跡地の環境浄化についてその調査の手法であるとか、分析の手法、項目、そして環境浄化の方策等を策定した上でガイドラインをつくるというのが一つの目的。もう一つは、現に今ある個別の基地ごとに環境カルテをつくりましょうということです。基地の使用履歴であるとか、環境事項であるとか、環境に関するどういった事象が個別の基地で起こったかということをも米国の公文書館へ行ったり、これまでの航空写真等を使った上で、個別の基地の健康状態がどうであるかをつくる基地の環境カルテ、この2つを目的としてつくったものです。ガイドラインと基地環境カルテの2つを作成することによって今後基地が返還された場合、あるいは基地の中で環境事故が起こった場合に速やかに対応ができることを目標としているところです。

○奥平一夫委員 基地環境特別対策室ができて1年ぐらいになりますけれども、実績みたいなものを幾つか紹介いただけますか。

○仲宗根一哉環境政策課基地環境特別対策室長 基地環境特別対策室では、平成26年度から米軍施設環境対策事業を行っております。この事業の中で、国内外の米軍基地にかかわる環境に関する情報を収集しているところでして、これらの情報は先ほど環境部長からも説明がありましたように、今後策定する環境調査ガイドラインであったり、基地ごとの環境カルテといったものに情報を用いていくことを考えております。ただ、平成26年度に関しましては、主に情報収集に特化してございまして、実際にガイドラインやカルテの策定につきましては、平成27年度以降に着手する計画にしております。特に今回は海外調査も行っておりまして、8月下旬にはハワイ州、11月中旬には北米調査、それから12月にはドイツへ調査へ行っております。そこで、例えば基地の汚染の調査であるとか、基地の環境浄化に関する手続であったり、環境法令であったり、事例の収集であったり、こういったものを集めてきております。

○奥平一夫委員 平成26年度は調査の蓄積をしていくという仕事であったと聞きますけれども、ガイドラインなりカルテなり、最終的に着手していこうという時期は平成27年度という話でしたけれども、平成27年度に始められるかどうか私にはわかりませんが、最終的にガイドラインを策定していくこと、カルテについて取り組んでいくことについては、いつごろを予定しておりますか。

○仲宗根一哉環境政策課基地環境特別対策室長 平成26年度につきましても、情報収集に当たってはやはり専門家の意見が必要ということで検討委員会を立ち上げまして、3回ほど検討委員会を開催しております。平成27年度以降のガイドラインとカルテの作成につきましても、やはり専門家の意見が必要であろうということで、まずは平成27年度の早い時期に専門家で構成される検討委員会を立ち上げて、その中で先生方に意見を賜りながら着手していきたいと考えております。ただ、平成26年度での情報収集が十分とは思っておりませんので、平成27年度は情報収集もしながらガイドライン、カルテの作成に着手していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 昨年、韓国にも行かれたと聞いていますし、北米であったりハワイ州などを視察されて、ほかに視察予定などはありますか。

○仲宗根一哉環境政策課基地環境特別対策室長 まず、米国についてはやはり公文書館での資料収集がまだ必要だということで、特に米国の国立公文書館があるワシントンD.Cへは再度行く必要があると考えております。それから、韓国につきましても、実際にはまだ汚染浄化のプロセスの中にあるということで、それも見に行く必要があるのかということと、あとはクラーク米軍基地があるフィリピンが米国と共同使用の協定を結んでいるということがありまして、その実態について調べる必要があるのかということ。あと、ベトナムのダナン国際空港がダイオキシン等によってかなり汚染されており、そこが、今現在、汚染浄化をしているということも聞いておりますので、そういったところも見っていく必要があるかと思っております。

○奥平一夫委員 最後ですけれども、検討委員会の専門家の方とは、どういう方がお入りになって、検討委員会はいつごろまで開いていくのか。それで、ガイドラインをつくっていくのか、それを少しお聞かせください。それで終わります。

○仲宗根一哉環境政策課基地環境特別対策室長 現在、検討委員会の委員が6名おりまして、3名が県内の有識者で残り3名は県外の有識者ということで、それぞれ社会科学系の方と自然科学系の方が参加していただいております。今年度につきましては、やはり米国での情報収集の経験のある方、いわゆる情報収集の専門家の方も入っていただいておりますし、あるいは環境経済学の専門の方、それから米軍施設や外交問題に詳しい方といった方々を選定して委員として加わっていただいております。

○奥平一夫委員 知事公室との連携はなさっているかと思えますけれども、そういう連携はどうですか。

○仲宗根一哉環境政策課基地環境特別対策室長 今、まさに日米政府間で環境補足協定の締結に向けて協議が進められておりますので、そうしたことから、例えば渉外知事会を通して県の意見ということも国に伝えていく必要があるということで、これについては、基地対策課とも連携しながら関係省庁にも県の考え方を伝えてきているところです。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

次に、乙第27号議案沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企業局長の説明を求めます。
平良敏昭企業局長。

○平良敏昭企業局長 それでは、平成27年第1回沖縄県議会（定例会）議案（そ

の3)の89ページをお開きください。乙第27号議案沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

提出理由にありますとおり、国及び県の他の職員の給与の状況を考慮し、管理職員特別勤務手当の支給対象時間を広げるとともに、再任用職員に単身赴任手当を支給する必要があります。具体的に申しますと、管理職員が臨時または緊急の必要により勤務した場合において支給される管理職員特別勤務手当について、週休日及び休日等の勤務に加えて、平日深夜（午前0時から午前5時までの間）の勤務についても支給対象といたします。

また、これまで再任用職員に支給されていなかった単身赴任手当を新たに支給することといたします。なお、知事部等では12月議会で同様の改正がされておりますが、企業局においても知事部等との均衡を図るため、条例を改正するものであります。

以上で、乙第27号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより、乙第27号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 もちろんそういう改定があつて、いろいろ調整がついたと理解しておりますけれども、1つだけ聞きたいのは、企業局が過去に石川浄水場、西原浄水場も含めて委託した経緯がありますよね。委託したことによってメリットあるいはデメリットもあるのか少しお聞かせ願えますか。

○大村敏久総務企画課長 企業局の浄水場の民間への運転管理委託につきましては、平成22年度から名護浄水場、平成23年度から石川浄水場、そして今年度4月から西原浄水場を委託しております。委託の理由としては、水道は重要なライフラインとしての機能がありますけれども、これを官民で連携して保持していくという部分と、民間のノウハウを導入しながらやっていくという観点からやってきております。そして、名護浄水場を委託してから5年になりますけれども、運転管理の連携だけではなく、民間も5年になりまして大分育ってきております。特に大規模な災害のときには、企業局だけではどうしても浄水場

を維持できないということで、民間の委託業者と大規模災害時にも一緒にライフラインを保持するために連携していこうということで、今まさに連携協定を結ぼうとしております。そういう面で、これまでコストの削減が多く言われていましたけれども、やはりライフラインの維持という面ではどうしても民間との連携が必要ということで、大きなメリットがあると考えております。

○中川京貴委員 たしか、あと1カ所、2カ所残っていると思いますけれども、そこについても今後委託していく方向性で考えていると理解してよろしいでしょうか。

○大村敏久総務企画課長 あと残りは、久志浄水場と北谷浄水場がありますけれども、久志浄水場につきましては、名護浄水場の3回目と合わせて平成28年度から予定しております。最後の北谷浄水場につきましては、当初予定では平成31年ごろを予定しておりましたけれども、大幅な改修工事を予定しております。若干改修工事の状況を見ながら対応していきたいということです。

○中川京貴委員 最後に、これは企業局長にお願いしたいのですが、災害が発生した場合の民間活用も含めてという答弁でありましたが、去年の台風8号では国道58号の比謝川がたしか企業局のカメラのところまで氾濫して映らなかったこともあったと思います。ぜひそういった川の氾濫によって、チェックするカメラの位置も低いところにつくるのではなく、もっといいところにやる必要性はないのでしょうか。

○平良敏昭企業局長 去年の比謝川の災害では、周辺住民また委員の皆さんにも大変御迷惑をおかけしました。いろいろ状況を調査して、南部国道事務所が長田川の取水ポンプ場のサイドに監視カメラを設置するというので、我々の施設を借用したいと。当然我々としてはこれに協力するというので、国道サイドもある面では監視できる体制になっていくと思います。今の委員のお話は我々も連携しながら対応していきたいと思っております。

○中川京貴委員 例えば、二重災害といいますか、台風が発生したり、いろいろな集中豪雨で職員が行けない場合があると思うのです。そういった場合は、カメラが作動して現場が見える仕組みがつくられているのですか。

○平良敏昭企業局長 基本的に取水ポンプ場あたりには24時間監視できるカメ

ラが設置されておりまして、そういう対応はできてはいます。

○中川京貴委員 ぜひ取水ポンプ場だけではなく、これは異常があったときしか判断ができませんよね。異常が起きる前の川の流れですとか、例えば比謝川もそうですけれども、ある程度上流で予測されるところのカメラ設置も可能ではありませんか。

○平良敏昭企業局長 この辺の河川管理は、県の場合では土木建築部サイドにもなりますので、我々は基本的には取水ポンプ場という形で対応しているところですが。必要性については土木建築部ともそういう意見があったとは伝えたいと思います。

○中川京貴委員 要望ですけれども、これは縦の世界、横の世界ではなく、ある程度緊急の場合はオンラインでつなげるような仕組みをつくらないと、対策ができないということも含めて協議していただきたい。以上です。

○平良敏昭企業局長 今の話は重要な話です。災害を未然に防ぐ努力は当然必要だと思いますので、その辺は少し土木建築部とも話をしていきたいと考えております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 再任用職員の単身赴任手当は何名ぐらいを想定しておりますか。

○大村敏久総務企画課長 再任用職員は、大体10名前後いますけれども、単身赴任手当となりますと、企業局の場合は那覇市から名護市の久志浄水場へ通う場合が想定されますけれども、現在、支給に該当する職員はおりません。ただ4月以降はそういう職員が出る可能性もありますので、条例を改正しておこうという趣旨であります。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第27号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、企業局関係の陳情平成24年第158号の2の審査を行います。

ただいまの陳情について、企業局長の説明を求めます。

なお、本陳情は継続の陳情でありますので、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良敏昭企業局長。

○平良敏昭企業局長 企業局所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

企業局関連の陳情は、継続1件となっております。

陳情平成24年第158号の2、平成24年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情の記の6、工業用水料金の全国水準並みの料金設定につきまして、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○新垣良俊委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、説明員等退席）

○新垣良俊委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決の順序及び方法などについて協議。なお、乙第36号議案訴えの提起については、中川委員から、県営住宅の名義人である親が亡くなった場合に、子供たちが退去させられるという実態があり、これについては改善を求める必要があることから附帯決議を提出して賛成するとの発言があった。また、嘉陽委員からも、県営住宅家賃の減額・免除規定の適用について改善を求める必要があることから、中川委員の附帯決議に加えて提出して賛成するとの発言があり、中川委員は了承した。さらに、附帯決議の提出については、異議がないことで意見の一致を見た。)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第8号議案及び乙第23号議案から乙第27号議案までの条例議案6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案及び乙第23号議案から乙第27号議案までの条例議案6件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第33号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第42号議案から乙第44号議案までの議決議案6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第33号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第42号議案から乙第44号議案までの議決議案6件は可決されました。

次に、ただいま可決されました乙第36号議案訴えの提起については、中川京

貴委員及び嘉陽宗儀委員から附帯決議案が提出されております。

なお、附帯決議案は、お手元に配付しているとおりであります。

よって、この際、乙第36号議案に対する附帯決議案を議題として、提出者から趣旨説明を求めます。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 提出する理由については、先ほど委員会の質疑の中で述べたとおりです。

○新垣良俊委員長 次に、嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 県営住宅の家賃滞納で退去させることについては、我々は心を痛めております。昨年、執行部は改善策を検討すると約束しておきながら、その約束が果たされておられません。よって、議会としてはそれが果たされるよう求めていく必要がありますので、附帯決議を提出します。

○新垣良俊委員長 以上で、中川委員及び嘉陽委員の附帯決議案の趣旨説明は終わりました。

これより、乙第36号議案の附帯決議に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第36号議案の附帯決議に対する質疑を終結いたします。

これより、乙第36号議案に対する附帯決議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本附帯決議案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、本附帯決議案は可決されました。

次に、陳情等の裁決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情64件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣良俊